

専決処分の報告について

下水道施設の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

下水道施設の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

7,020円

2 賠償の相手方



平成30年7月19日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年5月9日午後4時50分頃

(2) 発生場所

秦野市南が丘一丁目5番地の55先

(3) 事故の状況

污水管に街路樹の根が入り込み、管が詰まっていたこと及び付近で大量の排水があったことから、上記場所において污水がマンホールの蓋を押し開けてあふれ、開いたマンホールに[〃]さんの運転する普通自動車が左後輪を落とし込み、ホイールが損傷するとともに、タイヤがパンクした。

(4) 本市の責任原因

下水道施設の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

50パーセント